



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 129/2021年9月号

発行日：2021年9月27日

新型コロナウイルス感染症への対応の中、行政サービスや民間におけるデジタル化の遅れが浮き彫りになりました。そんな中、9月1日にデジタル庁が発足いたしました。行政サービスの電子化の遅れ、バラバラな国と自治体のシステム、マイナンバーカードの利便性の問題、など、長年、手が付けられず、先送りにされてきた課題が沢山あります。デジタル化によって豊かで選択肢の多い、誰一人取り残さない社会を期待したいですね。

I. 最新情報（2021年8月1日～2021年8月31日）

1. 業種別委員会

	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2021年 8月31日	実務 指針	「業種別委員会実務指針第51号「みなしガス小売事業者が作成する部門別収支計算書に係る監査上の取扱い」の改正について」及び「業種別委員会実務指針第59号「一般ガス導管事業者が作成する託送収支計算書等に係る監査上の取扱い」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会では、8月19日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会実務指針第51号「みなしガス小売事業者が作成する部門別収支計算書に係る監査上の取扱い」の改正について」及び「業種別委員会実務指針第59号「一般ガス導管事業者が作成する託送収支計算書等に係る監査上の取扱い」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。 今回の改正は、以下のとおり、監査報告書の文例を中心に所要の見直しを行ったものです。 監基報 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」の改正に伴う監基報 800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」の改正に対応して、監査報告書の文例に「その他の記載内容」の区分を追加した。 5月12日に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」における公認会計士法の改正内容に基づいて、各実務指針の監査報告書の文例に含まれる「印」を削除するとともに、電子署名を行う場合の監査報告書における監査責任者の氏名の表示に関連した脚注を追加した。	2022年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用。公認会計士法の改正内容に基づく改正は、2021年9月1日以後に提出する監査報告書から適用。

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

2021年 8月31日	実務 指針	「業種別委員会実務指針第38号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」の改正について」の公表について	<p>日本公認会計士協会は、8月19日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会実務指針第38号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。</p> <p>今回の改正に当たって、設立当初より事業の存続期限が定められている投資事業有限責任組合における、有期限性に関する注記と継続企業の前提に関する注記の取扱いに関する検討を行い、関係する項、注記のひな型、注記の文例及び監査報告書の文例の見直しを行っております。今回の改正については、主に現行の監基報570「継続企業」に基づいた改正であり、追加の要求事項を設けるものではありませんので、ご注意ください。</p> <p>また、9月1日に施行の公認会計士法の改正等に対応して、監基報700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」及び監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」が改正されたことを受けて、監査報告書の文例の関連箇所についても、所要の見直しを行っております。</p>	2021年9月1 日から適用。
2021年 8月31日	実務 指針	「「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」における公認会計士法の改正を受けた業種別委員会実務指針等の改正について」の公表について	<p>日本公認会計士協会では、8月19日に開催された常務理事会の承認を受けて、「「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」における公認会計士法の改正を受けた業種別委員会実務指針等の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。</p> <p>今回の改正は、5月12日に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」における公認会計士法の改正内容に基づいて、各実務指針及び研究報告の監査報告書の文例に含まれる「印」を削除するとともに、電子署名を行う場合の監査報告書における監査責任者の氏名の表示に関する脚注を追加したものです。</p> <p>改正の対象となる業種別委員会実務指針及び研究報告は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種別委員会実務指針第7号「生命保険相互会社における監査報告書の文例」 ・業種別委員会実務指針第33号「信用金庫等における監査報告書の文例」 ・業種別委員会実務指針第35号「農業信用保証保険法による農業信用基金協会の監査に当たっての監査上の取扱い及び監査報告書の文例」 ・業種別委員会実務指針第47号「特定目的会社に係る監査上の 	2021年9月1 日以後に提出す る監査報告書か ら適用。

			<p>実務指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種別委員会実務指針第 48 号「電気通信事業者が作成する基礎的電気通信役務損益明細表等に係る監査上の取扱い」 ・業種別委員会実務指針第 49 号「みなし小売電気事業者が作成する部門別収支計算書に係る監査上の取扱い」 ・業種別委員会実務指針第 50 号「一般送配電事業者が作成する送配電部門収支計算書等に係る監査上の取扱い」 ・業種別委員会実務指針第 53 号「年金基金の財務諸表に対する監査に関する実務指針」 ・業種別委員会実務指針第 64 号「投資信託における監査上の取扱い」 ・業種別委員会実務指針第 65 号「投資法人における監査上の取扱い」 ・業種別委員会研究報告第 4 号「生命保険会社における任意監査の監査報告書の文例」 ・業種別委員会研究報告第 8 号「金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項及び第 2 項の適用のない生命保険会社における任意の財務報告に係る内部統制の監査の留意事項」 	
2021 年 8 月 31 日	実務 指針	「専門業務実務指針 4467「資金移動業者における預貯金等管理方法による管理に係る合意された手続業務に関する実務指針」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について	<p>日本公認会計士協会では、8 月 19 日に開催された常務理事会の承認を受けて、専門業務実務指針 4467「資金移動業者における預貯金等管理方法による管理に係る合意された手続業務に関する実務指針」を公表いたしましたので、お知らせします。</p> <p>改正資金決済法が 5 月 1 日に施行され、資金移動業のうち、特に少額として政令で定める額以下の資金の移動に係る為替取引のみを業として営む資金移動業者（第三種資金移動業者）については、利用者資金の保全方法として、自己の財産と分別した預貯金での管理が認められるとともに、その場合には、預貯金等管理方法による管理の状況に関して、公認会計士等による外部監査が義務付けられることとなりました。本実務指針は、これを受けて、当該外部監査を合意された手続業務により実施する場合の実務指針として取りまとめたものです。</p>	公表日以後に行われる資金移動業者における預貯金等管理方法による管理に係る合意された手続業務から適用。

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし。

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし。

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2021年 8月6日	意見	IFR4NPO コンサルテーションペーパー「非営利組織に関する国際的な財務報告」パート1「NPOの一般的な財務報告に関わる論点」に対するコメントの提出について	英国勅許公共財務会計協会（CIPFA）と Humentum が共同運営している非営利組織国際会計基準（IFR4NPO）策定プロジェクトから、1月28日にコンサルテーションペーパー「非営利組織に関する国際的な財務報告」が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会では、本コンサルテーションペーパーについてのコメントを取りまとめ、7月30日付けでIFR4NPO事務局に対し提出いたしましたので、お知らせいたします。	-
2021年 8月12日	研究報告	公会計委員会研究報告第27号「地方公共団体包括外部監査に関する監査手続事例～公営企業編～」の公表について	日本公認会計士協会は、7月20日に開催された常務理事会の承認を受けて、公会計委員会研究報告第27号「地方公共団体包括外部監査に関する監査手続事例～公営企業編～」を公表いたしましたので、お知らせします。	-
2021年 8月30日	実務指針	「非営利法人委員会実務指針第34号「公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会は、8月19日に開催された常務理事会の承認を受け、同日付けで「非営利法人委員会実務指針第34号「公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」を公表しましたのでお知らせします。	2022年3月31日以後終了する会計年度から適用。公認会計士法の改正を踏まえた改正は、2021年9月1日以降に提出する監査報告書から適用。
2021年 8月30日	実務指針	「非営利法人委員会実務指針第36号「消費生活協同組合法に基づく会計監査に係る監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会は、8月19日に開催された常務理事会の承認を受け、同日付けで「非営利法人委員会実務指針第36号「消費生活協同組合法に基づく会計監査に係る監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」を公表しましたのでお知らせ	2022年3月31日以後終了する会計年度から適用。公認会

		計監査に係る監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」の公表について	せします。	計士法の改正を踏まえた改正は、2021年9月1日以降に提出する監査報告書から適用。
2021年 8月30日	実務 指針	「非営利法人委員会実務指針第39号「医療法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について	日本公認会計士協会は、8月19日に開催された常務理事会の承認を受け、同日付で「非営利法人委員会実務指針第39号「医療法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」を公表しましたのでお知らせします。	2022年3月31日以後終了する会計年度から適用。公認会計士法の改正を踏まえた改正は、2021年9月1日以降に提出する監査報告書から適用。
2021年 8月30日	実務 指針	「非営利法人委員会実務指針第40号「社会福祉法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会は、8月19日に開催された常務理事会の承認を受け、同日付で「非営利法人委員会実務指針第40号「社会福祉法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」を公表しましたのでお知らせします。	2022年3月31日以後終了する会計年度から適用。公認会計士法の改正を踏まえた改正は、2021年9月1日以降に提出する監査報告書から適用。
2021年 8月30日	実務 指針	「非営利法人委員会実務指針第41号「地域医療連携推進法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」の	日本公認会計士協会は、8月19日に開催された常務理事会の承認を受け、同日付で「非営利法人委員会実務指針第41号「地域医療連携推進法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」を公表しましたのでお知らせします。	2022年3月31日以後終了する会計年度から適用。公認会計士法の改正を踏まえた改正は、2021年9月1日以降に提

		公表について		出する監査報告書から適用。
2021年 8月30日	実務 指針	「非営利法人委員会実務指針第42号「農業協同組合法に基づく会計監査に係る監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について	日本公認会計士協会は、8月19日に開催された常務理事会の承認を受け、同日付で「非営利法人委員会実務指針第42号「農業協同組合法に基づく会計監査に係る監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」を公表しましたのでお知らせします。	2022年3月31日以後終了する会計年度から適用。公認会計士法の改正を踏まえた改正は、2021年9月1日以降に提出する監査報告書から適用。
2021年 8月31日	実務 指針	「公会計委員会実務指針第6号「国立大学法人等の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会は、8月19日に開催された常務理事会の承認を受け、同日付で「公会計委員会実務指針第6号「国立大学法人等の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」を公表しましたのでお知らせします。	2022年3月31日以後終了する会計年度から適用。公認会計士法の改正を踏まえた改正は、2021年9月1日以降に提出する監査報告書から適用。
2021年 8月31日	実務 指針	「公会計委員会実務指針第7号「独立行政法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会は、8月19日に開催された常務理事会の承認を受け、同日付で「公会計委員会実務指針第7号「独立行政法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」を公表しましたのでお知らせします。	2022年3月31日以後終了する会計年度から適用。公認会計士法の改正を踏まえた改正は、2021年9月1日以降に提出する監査報告書から適用。

5. IT 関係 (IT 委員会)

	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2021年 8月2日	研究 報告	IT委員会研究報告第56号「リモートワークに伴う業務プロセス・内部統制の変化への対応（提言）」の公表について	日本公認会計士協会では、7月20日に開催された常務理事会の承認を受けて、IT委員会研究報告第56号「リモートワークに伴う業務プロセス・内部統制の変化への対応（提言）」を7月30日付けで公表いたしましたのでお知らせいたします。	-
2021年 8月6日	研究 報告	IT委員会研究報告第24号「IT委員会報告第1号関係用語集」の廃止について	日本公認会計士協会では、7月20日に開催された常務理事会の承認を受けて、8月6日付けでIT委員会研究報告第57号「ITの利用の理解並びにITの利用から生じるリスクの識別及び対応に関する監査人の手続に係るQ&A」を公表したことに伴い、既に一定の役割を終えたと考えられるIT委員会研究報告第24号「IT委員会報告第1号関係用語集」を同日付けで廃止することといたしましたので、お知らせいたします。	-
2021年 8月6日	研究 報告	IT委員会研究報告第57号「ITの利用の理解並びにITの利用から生じるリスクの識別及び対応に関する監査人の手続に係るQ&A」の公表について	日本公認会計士協会では、7月20日に開催された常務理事会の承認を受けて、IT委員会研究報告第57号「ITの利用の理解並びにITの利用から生じるリスクの識別及び対応に関する監査人の手続に係るQ&A」を公表いたしましたのでお知らせいたします。	-

6. その他 (会計制度委員会等)

	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2021年 8月6日 法規・制度委 員会	お知 らせ	公認会計士法改正に伴う「監査報告書の電磁的方法による発行のための承諾に関する同意書」の文例の公表	「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」により、公認会計士法が改正され、本年9月1日より施行されています。改正後の公認会計士法では、公認会計士及び監査法人による監査証明を、従前までの書面に代えて電磁的方法で行うことが可能となっております。 改正後の公認会計士法に基づき監査証明を電磁的方法で行う	-

			には、あらかじめ被監査会社の承諾が必要となっております（法第34条の12第3項（監査法人が対象の条項）、法第25条第3項（公認会計士が対象の条項））。被監査会社の承諾を得るに当たって、電磁的方法の種類及び内容を示す必要があり、9月1日の施行日に間に合うよう多少の時間的余裕が必要であることから、法規・制度委員会では、被監査会社に対する「監査報告書の電磁的方法による発行のための承諾に関する同意書」の文例を作成しましたので、ご活用いただけましたら幸いです。	
2021年 8月19日 会計制度委員会	意見	「ソーシャルボンドガイドライン（案）」に対する意見について	7月7日付けで金融庁から「ソーシャルボンドガイドライン（案）」が公表されました。 日本公認会計士協会は、これに対する意見を取りまとめ、8月10日付けで提出いたしましたのでお知らせします。	-
2021年 8月26日 法規・制度委員会	お知らせ	監査契約書（学校法人、公会計関係）様式の更新について	法規・制度委員会研究報告第1号「監査及びレビュー等の契約書の作成例」を3月25日付けで改正したことに伴い、以下の監査契約書の様式を更新しましたので、お知らせいたします。	-

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

監査報告書の変更点と会社法監査等のスケジュールの検討について

① 監査報告書の押印不要、電磁的交付等

2021年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」では、48の法律において押印を求める各種手続について押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能としている。公認会計士法もこの中に含まれており、2021年9月1日から施行されている。

2021年5月12日付けの公認会計士法の改正において、監査報告書への押印が廃止され、監査報告書等の交付を電磁的方法により行うことが可能となったこと等に対応して、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令及び公認会計士法施行規則においても関連する改正が行われた。日本公認会計士協会では、これらの改正に対応するため、押印等の記載を含む監査基準委員会報告書の改正を行い、2021年8月19日付けで公表した。

なお、監査証明を電磁的方法で行うには、あらかじめ被監査会社の承諾が必要となっております。

② 「その他の記載内容」の記載と会社法監査等のスケジュールの検討について

監査基準委員会報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」（以下「監基報720」といいます。）が改正され、2022年3月決算に係る財務諸表の監査から適用となります。

改正後の監基報 720 では、監査した財務諸表を含む開示書類のうち当該財務諸表と監査報告書を除いた部分の記載内容（以下「その他の記載内容」といいます。）について、監査人の作業を明確にするとともに、監査報告書に必要な記載を求めることとしており、従来以上の対応が必要となります。

会社法監査において、「その他の記載内容」は事業報告及びその附属明細書となります。事業報告及びその附属明細書は、会計監査人の監査対象ではない点は従来と同様ですが、改正監基報 720 では監査人は監査意見を表明しない場合を除き、「その他の記載内容」に対する作業の結果を監査報告書に記載しなければなりません。このため、会社法監査において会計監査人は、監査報告書日までに、監査対象となる計算書類等に対する監査手続のみならず、「その他の記載内容」に対する作業等を完了できるように、事業報告及びその附属明細書の入手時期（注）及び手続も考慮した上で監査スケジュールを検討する必要があります。これにより、会社法監査報告書日が、従来に比較して後の日程となることも考えられますので、監査スケジュールについて、経営者や監査役等と十分なコミュニケーションを行う必要があります。

なお、改正監基報 720 は法定監査又は任意監査を問わず、また、学校法人や非営利、公会計等の企業以外の監査にも適用されます。これらの監査業務に従事する会員は上記と同様に、今後それぞれの監査における「その他の記載内容」の範囲やその入手時期等にご留意いただき実務を進めていただくようお願いいたします。

（注）監査人は、事業報告及びその附属明細書の最終版を適時に入手するため、経営者と適切な調整を行うこととなります。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703